

神奈川県 平塚市の取り組み

1 移行のねらい

取り組みの背景

後期高齢者が急増すると見込まれている 2025 年に向けた対策として総合事業への移行を早期に開始したものである。

総合事業は開始と課題解決が直結しているものではなく、今後も試行錯誤を繰り返しながら事業を盤石なものへと推進する性質のものである。そのため、2025 年に向けた基盤作りに可能な限り早期に着手する必要があるため、総合事業の各サービスの移行時期の計画や資源開発を進めるに至った。

平塚市においては、準備が整ったサービスから順次総合事業への移行をする姿勢のもと各サービスの開始に向けた対応を推進している。

地域の状況(高齢者データ、地域資源データ)

【平塚市の基礎データ】

項目	数値	備考
面積	67.82 km ²	
総人口	256,970 人	
高齢者人口（高齢化率）	65,131 人（25.4%）	・ 高齢化率は年齢不詳を除いて算定
地域包括支援センター	8 箇所	・ 平成 28 年 10 月に 2 箇所増設予定 ・ 平成 29 年 4 月に 3 箇所増設予定

※平成 27 年 1 月 1 日現在

2 総合事業への移行に向けたスケジュールと取り組みの概要

スケジュール

【平成 26 年 11 月～平成 27 年 9 月】

庁内関係課による移行時期等の検討会議(26 年 11 月～27 年 7 月)、移行時期決定(27 年 7 月)

移行に関する情報収集(交付金・作業内容・他市の状況 等)(27 年 2 月～7 月)

各分野の準備部会を設置・各サービスの開始時期の検討(27 年 4 月～)

基準・予算の作成準備(27 年 4 月～9 月)

関係団体との調整・事業周知(27 年 3 月～)

【平成 27 年 9 月～平成 28 年 1 月】

要綱・内部基準の作成準備・施行(27 年 9 月～28 年 1 月)

平成 27 年度補正予算・平成 28 年度当初予算要求対応(27 年 9 月～)

広報対応(広報紙・関係団体への説明 等)(27 年 10 月～)

庁内承認・議会報告(27 年 10 月～)

サービス提供者向け説明会(12 月～)

関係団体との細部調整・研修(12 月～)

新しい総合事業に移行(平成 28 年 1 月)

総合事業への移行までの取り組み概要

各サービスのうち、訪問型サービス A 及び通所型サービス C が平成 28 年 1 月に開始できる見通しが立ったため、総合事業移行時期を同時期とし、移行準備のスケジュールを設定した。

主な作業に関する項目は次のとおりである。

【基準の制定】

- ・ 庁内関係課、地域包括支援センター及び関係団体とサービスに関する大枠について協議
- ・ 要綱にて平塚市の基準を整備（総合事業全体の要綱、各サービス実施に関する要綱等）

【サービス利用の整備】

- ・ 地域包括支援センター及びサービス提供者との協議（研修）

【予算の確保】

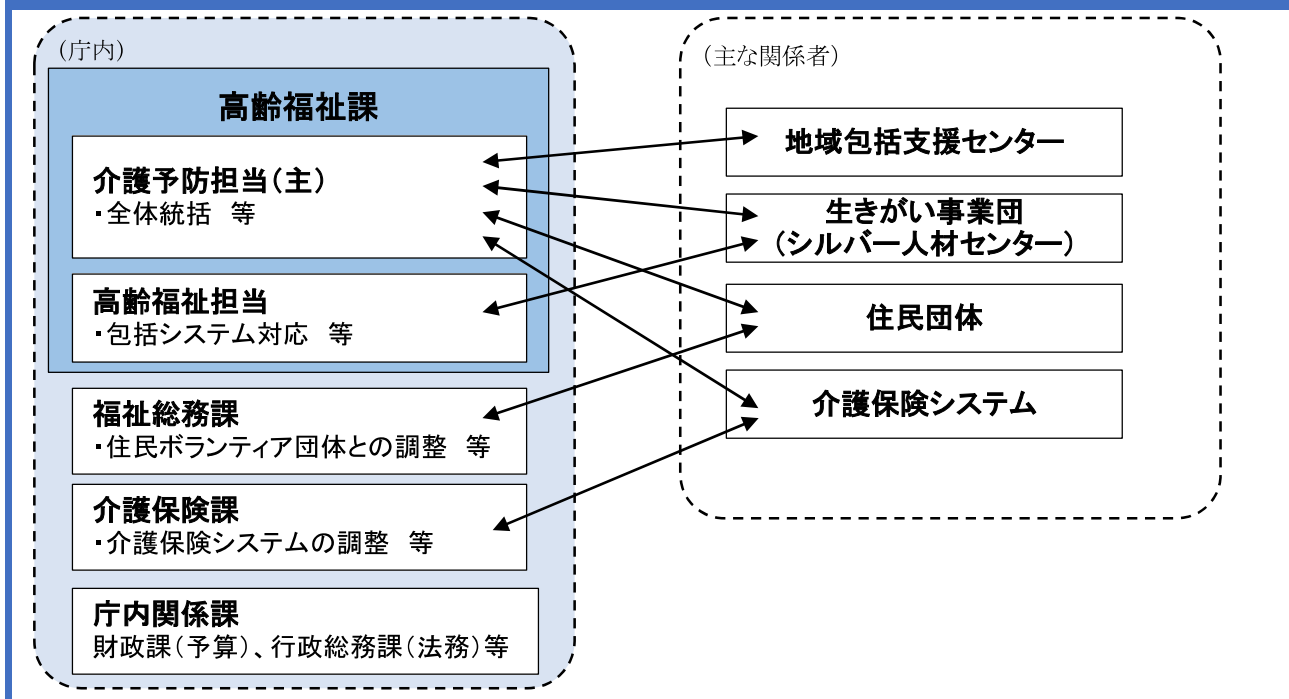
- ・ 補正予算要求（費用の積算等）

【報告】

- ・ サービス提供者となり得る者等に対する説明及び広報
- ・ 庁内における事業実施の承認（共通認識の確立）
- ・ 議会への報告

3 移行プロセスにおける主な取り組み

実施体制



主な取り組み内容等

(1) 移行時期の検討

庁内関係課にて、総合事業の開始時期等に関する検討会議を開催し、移行時期を決定した。

【発生した課題と対応策】

- ・移行時期を決定する際の判断材料について情報収集を行った。
- ・庁内関係課による認識及び方向性を統一するため検討会議を開催した。

【工夫した点、苦勞した点、取り組みのポイント】

- ・庁内関係課による方向性の違いから移行時期を決定するまで時間がかかった。
- ・移行時期が決定できていない状況であったが、各サービスの開始準備に着手しなければ、移行時期が決定したとしてもサービス利用の整備が間に合わない可能性があるため、各サービスについて具体的な準備を進める作業部会を設置した。

【取り組みの成果】

- ・移行時期決定前に各サービスについて具体的な準備を進めたことにより、平成 27 年度中にサービス開始の見通しが立つものがあったため、移行時期を平成 28 年 1 月に決定する判断材料の一つとなった。

(2) 情報共有

総合事業は広範囲な分野に関わるため、庁内関係課や主管課担当内において、各サービスの開始準備に関する情報の共有を行った。

【発生した課題と対応策】

- ・各サービスにおける専門的な知識の共有が必要であった。
- ・庁内関係課の意識の統一が必要であった。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・各サービスについて具体的な準備を進める作業部会等、必要に応じて庁内関係課による協議の場を設けた。
- ・庁内関係課が使用する共通サーバに総合事業のデータ置場を設置し、準備に関する記録や資料の共有を行った。
- ・主管課担当内においても常に同じ方向にて準備を進めるため、週1回事務局内会議を開催し、進捗状況等を共有した。
- ・住民ボランティア団体との調整に際しては、当該団体の主管課がこれまでの経緯や関係性等も考慮しながら積極的な周知及び調整を総合事業の主管課と連携を取りながら行った。

【取り組みの成果】

- ・総合事業の準備が契機となり、庁内関係課の連携が推進した。

4 総合事業の概要

(1)介護予防・生活支援サービス事業

平成28年1月より、次の各事業を開始した。

【訪問型サービス】

基準	多様なサービス
種別	訪問型サービスA
内容	老計10号の定める範囲の身体介護を含まない家事援助
対象者とサービス提供の考え方	家事援助の必要な対象者
実施方法	委託 ※事業者指定にて開始するまでの間のテストケースの意味合いも含めて実施
実施基準	要綱にて規定
サービス提供者	シルバー人材センター
費用	概ね1時間のサービス1回につき1,350円

【通所型サービス】

基準	多様なサービス
種別	通所型サービスC
内容	3か月間の短期集中予防教室
対象者とサービス提供の考え方	専門職による短期集中的な支援が必要な対象者
実施方法	直接実施 ※事業者委託にて開始するまでの間のテストケースの意味合いも含めて実施
実施基準	要綱にて規定
サービス提供者	市
費用	臨時職員人件費等

【介護予防ケアマネジメント】

基準	現行の介護予防支援相当	多様なサービス	多様なサービス
種別	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
内容	現行と同様のプロセスにて実施するもの	介護予防ケアマネジメントAのプロセスから「サービス担当者会議」及び「給付管理」を省略して実施するもの	介護予防ケアマネジメントBから「モニタリング」を省略して実施するもの ※必要に応じその後の状況把握を実施
対象者とサービス提供の考え方 ※作成日現在開始していないサービスについては想定を記載	・現行の訪問介護相当利用者 ・現行の通所介護相当利用者 ・訪問型サービスA利用者（事業者指定にて実施するもの） ・通所型サービスA利用者（事業者指定にて実施するもの）	・訪問型サービスA（委託にて実施するもの） ・訪問型サービスC ・通所型サービスC	・訪問型サービスB ・通所型サービスB
実施方法	委託	委託	委託
実施基準	要綱にて規定	要綱にて規定	要綱にて規定
サービス提供者	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
費用	430単位 ※初回加算300単位	396単位 ※初回加算300単位	188単位 ※初回加算300単位

（２）生活支援体制整備事業

「協議体」及び「生活支援コーディネーター」の設置については、準備が整った地域から順次行っている。なお、本市においては、住民団体の取り組みが活発である状況を踏まえ、第２層から立ち上げを進めている点が特色であると考ええる。また、「生活支援コーディネーター」については、個人ではなく、複数人の組織で対応する「生活支援コーディネートチーム」として設置し、活動を推進している。

【協議体】

種別	第１層	第２層
活動単位	市全域	小学校の通学区域をおおむね対象とした地域
構成	・市 ・地域包括支援センター ・第１層生活支援コーディネートチーム ・第２層生活支援コーディネートチーム	・地域包括支援センター ・第２層生活支援コーディネートチーム ・生活支援体制整備事業に関係する団体等
設置時期	会議開催における基準及び枠組みは設計したが会議の開催は本調査時点では未実施。	平成27年度より準備が整った地域から順次設置をしている。
実施基準	要綱にて規定	要綱にて規定

【生活支援コーディネーターチーム】

種別	第1層	第2層
活動単位	市全域	小学校の通学区域をおおむね対象とした地域
選任	市とするが、委託をすることも可能としている。	原則として、第2層協議体における協議を通じ、民主的な手法により公正に選任する。ただし、これによりがたい場合又は第2層協議体が未設置の地区の場合は、地域の実情を考慮しつつ、地域における互助活動、生活支援サービス等の提供実績のある者又は県が実施する生活支援体制整備事業に関する研修を受講した者から選任する。
設置時期	設置における基準及び枠組みは設計したが第1層協議体の会議が本調査時点では未実施であるため設置できていない。	平成27年度より準備が整った地域から順次設置をしている。
実施基準	要綱にて規定	要綱にて規定

【1自治体1サービス自慢】 ～町内福祉村の取り組み～

平塚市においては、住民ボランティア組織として「町内福祉村」という団体が存在し、以前からボランティアとして日々の生活の中における「ちょっとした手助け」を提供していた。

町内福祉村の活動がそのまま全て地域支援事業の枠組みに移行できるわけではないが、多少の調整等を経たうえで、次のとおり活躍の場が想定されている。

活躍の場	相当する町内福祉村の取り組み
訪問型サービスB	概ね町内福祉村にて行われている「身近な生活支援活動」に相当
地域介護予防活動支援事業(通いの場)	概ね町内福祉村にて行われている「ふれあい交流(サロン)」に相当
生活支援体制整備事業における第2層の生活支援コーディネーター	概ね町内福祉村の会長(事務局)と地域福祉/ボランティアコーディネーターの活動をあわせたものに相当

5 取り組みのポイント

1

○開始サービスの洗い出し

2025 年問題へ備え、できるだけ早期に開始できるサービスについて検討したところ、候補に挙がったものが通所型サービス C であった。当該サービスは市の直接実施が示されているものであり、臨時職員として専門職を確保する等のわずかな作業のみで総合事業のサービスを開始できるに至った。

○できるだけ今の取り組みを崩さない

総合事業移行前から熱心に活動をしている住民ボランティア団体等が存在するため、そのような取り組みをできるだけ崩すことなく、総合事業のサービスとして提供していただけるよう調整をする方針である。

2

6 今後の課題と展開方針

総合事業全体としての展開方針

平成 28 年 1 月より、総合事業の一部のサービス（訪問型サービス A・通所型サービス C）を開始したことにより第一歩を踏み出した。

2025 年に向けて、準備が整い次第、順次サービスを開始するとともに、開始したサービスのさらなる充実を推進する必要がある。そのため、総合事業はサービスの開始時点の基準を変えることなく推進するものではなく、その地域や状況に応じて、柔軟に基準を改善させながら試行錯誤を繰り返し、将来懸念されている高齢者が急増した社会に向けてサービスを盤石なものにすることが最終的な目的であると考えている。

【個別の課題と展開方針】

◎庁内関係課のさらなる連携が必要

総合事業の推進に関して、庁内関係課にて協議をしながら推進しているところであるが、今後のさらなるサービスの充実の推進に際し、さらなる連携に努めていく必要がある。

◎地域包括支援センターとのさらなる連携が必要

地域包括支援センターとは、総合事業に開始に際し、情報共有をしながら準備を進めてきた。今後のさらなるサービスの充実の推進に際し、実際に利用者と接する機会が多い地域包括支援センターとの連携がますます必要になる見通しである。